

助成金の支給対象となった施設・設備を資産に計上することについて
【平成29年3月1日以降に認定を受けたもの用】

障害者雇用納付金関係助成金（以下「助成金」という。）の支給対象となった施設・設備（以下「対象施設等」という。）の取扱いについては、対象施設等の取得価格が30万円以上であり、平成29年3月1日以降に申請され、認定されたものについて法定の耐用年数表（※）に定められた耐用年数の2分の1の期間、支給対象障害者等のために使用すること（対象施設設備等使用義務期間）を事業主（一部の助成金においては事業主団体を含む。以下「事業主等」という。）に義務付け、支給条件としたところです。

その具体的な取扱いは次のとおりとしますので、ご注意ください。

1 対象施設等の取得価格が30万円以上の場合

- (1) 事業主等は、対象施設等を取得したときは、資産に計上することとします。
この場合、「資産」とは、固定資産をいい、「計上する」とは、次の書類に記載されていることをいいます。
イ 固定資産台帳又は対象施設等を資産に計上していることが分かる附属資料
ロ 青色申告書にあっては、減価償却費の計算欄又は同申告書に添付した固定資産台帳若しくは対象施設等を資産に計上していることが分かる附属資料
- (2) 資産に計上することの有無については、助成金支給請求書の審査時に確認するほか、助成金支給後1年及び対象障害者等雇用継続義務期間経過後に事業主等から提出される、障害者助成事業実施状況報告書（以下「報告書」という。）に添付される上記（1）のイ又はロの書類により確認を行います。
- (3) 対象施設設備等使用義務期間に係る支給条件に違反し、支給した助成金の一部を返還する場合、原則としてその返還額は次の方法により算定します。
対象施設等の耐用年数に基づいた定額法により計算された残存価額に助成率を乗じる。
- (4) 対象施設等について、税法上は資産に計上しなければならない場合にもかかわらず、資産に計上されず、消耗品又は修繕費用等とされている場合は、支給条件を満たしていないため、不支給とします。

2 対象施設等の取得価格が30万円未満の場合

- (1) 対象施設設備等使用義務期間は、以下の対象障害者等雇用継続義務期間と同一とします。
 - ・第1種作業施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バスの購入助成金・通勤用自動車の購入助成金） 2年

- ・ 障害者福祉施設設置等助成金 1年
- ・ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 5年

(2) 報告書に上記1の(1)のイ又は口の書類の添付は不要とします。

(3) 対象施設設備等使用義務期間に係る支給条件に違反し、支給した助成金の一部を返還する場合、原則としてその返還額の算定は、対象施設設備等使用義務期間に対する使用期間の日割計算により算出した額とします。

※ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）

(参考)

- 1 平成28年版法人税申告書の記載の手引
(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/tebiki2014/pdf/24all.pdf>)
- 2 平成28年分青色申告決算書（一般用）の書き方
(<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tebiki2014/pdf/33.pdf>)
- 3 No.5403 少額の減価償却資産になるかどうかの判定の例示
(<https://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5403.htm>)